

平成 30 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会

目 次

I 基本方針	1
II 重点目標	2
平成 30 年度重点目標	2
III 推進目標	2
IV 推進計画	3
福祉の開拓者として	3
地域福祉活動の推進	4
介護福祉サービスの充実	5
VI 事業内容	6
総務課	
法人運営事業	6
センター受託管理運営事業	8
地域福祉課	
地域福祉事業	8
介護福祉 1 課	
介護福祉事業	14
介護保険事業	15

障害者自立支援事業.....	19
移動支援サービス事業.....	20
介護福祉 2 課	
生活支援事業.....	20
介護保険事業.....	21
障害者自立支援事業.....	23
移動支援サービス事業.....	24
地域包括支援課	
地域包括支援センター事業.....	24
関連機関事務事業	
安芸高田市共同募金委員会事務事業 ...	26
日本赤十字社広島県支部	
安芸高田市地区事務事業	27

平成 30 年度 安芸高田市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

今日、少子高齢化、高齢者の孤立や孤独、単身世帯や老々世帯の増加、老々介護や超老々介護の増加、地域コミュニティ機能の衰退、介護・医療・年金といった社会保障費の増大など社会情勢は大きく変化しています。

また同時に、地域の生活課題の変容や社会福祉法人制度改革等により、社協事業・活動を取り巻く環境も変化してきており、支えあいのかたちの再編を目指す「地域共生社会」の実現に向けて、地域力の強化や多機関協働による総合的な相談支援体制の構築にかかる施策等が強く求められています。

平成 30 年度は、市社協組織の体制強化として、ガバナンスの強化や透明性の確保などへの対応を継続していくとともに、地域福祉を推進する中核的な組織として、行政からの補助・受託事業にとどまらず、これまで以上に、地域の福祉課題・生活課題に即応した福祉活動の開発・実践に、率先して取り組んでまいります。

また、地域の福祉課題・生活課題に応じた公益的な取り組みの責務化への対応として、社会福祉法人・福祉施設や民生委員・児童委員、地域住民をはじめ様々な関係者との連携・協働を、より一層推進していくことが必要となります。

「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」の下、「福祉の開拓者として」、「地域福祉活動の推進」、「介護福祉サービスの充実」、の 3 項目を柱に、アウトリーチの徹底や相談・支援体制の強化、また、これらの基盤となる小地域福祉活動などの「地域や住民の力が集まるシステムづくり」に注力してまいります。

その上で、全世代を視野においていた住民主体の地域課題の解決力の向上と地域支援のあり方を改めて確認しながら、地域福祉の主たる担い手としての事業・活動の方向性を展望してまいります。

また、今日的な地域課題に応える社協活動の方向性と事業展開の具現化を図り、より事業活動の「見える化」を行なう中で、社協会員である地域住民のみなさんへ事業内容の理解と財政的な支援で

ある会費を支えに、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現のため、中・長期的な将来風景を見据えながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を担う民間団体としての責務を果たしてまいります。

II 重点目標

平成30年度の重点目標は、次のとおりです。

1. 重点事業

- 小地域お茶の間づくり事業
- 認知症カフェ事業
- 地域福祉交流推進基金事業
- 介護保険事業
- 地域包括支援センター受託事業

2. 組織改革

- 社協事業活動の広報「見せる化」と「見える化」の取組み
- 時間管理、業務管理等、労務管理の継続
- 中・長期的な経営計画の見直し
- 平成31年度社会福祉大会に向けた企画運行

3. 人材育成

- 職員研修および階級別（管理職級）研修の企画・実践
- 市との人事交流の継続

III 推進目標

1. 社会福祉活動の推進と財務規律の強化

- (1) 社協を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するとともに、住民に望まれる社協運営を目指し、行政や関係機関との協働の上、公的社会福祉法人としての役割を果たす。
- (2) 社協事業を円滑に進めるため、諸会議を開催し、会務の運営を図る。

2. 住民主体による地域福祉活動の推進

- (1) 住民の主体的な参加による福祉活動の推進を図るとともに、支え合い活動の助長を図り、地域福祉のネットワークづくりを目指す。

- (2) ボランティア活動の推進を通して、ボランティアの担い手の育成を図るとともに、団体への育成を促進し、併せてボランティア活動の充実を目指す。
- (3) 地域住民の福祉向上を図るため、福祉関係組織の活動支援を行い、関係組織の育成、発展を支援する。

3. 居宅介護等事業の推進

- (1) 介護保険法および障害者総合支援法に基づく事業者として、適正なサービス提供に努めるとともに、事業者としての健全な経営を目指す。

IV 推進計画（項目別）

【 福祉の開拓者として 】

○社協組織の強化と財政基盤の確立

平成 30 年度は、社協中期経営計画の最終年度目にあたり、平成 31 年度からの新たな中期経営計画の策定に向け、策定委員会を設置し、役職員が今後の社協の事業方針や目標を共有し、計画をもって組織運営を図れるよう協議を行なってまいります。

また、少子高齢化が進み地域における課題解決のため、さまざまな事業に取組む一方、市からの補助金および受託金の減額を迫られる中、引き続き安定した経営を行なえるよう、法人経営の基本となる財政基盤の中・長期的確立を図ってまいります。

1 組織運営の強化

- 中期経営計画の履行・作成
- 経営組織のガバナンスの強化と透明性の確保
- 関係団体との連携

2 事務組織の強化

- 職員数と業務量の適正化
- 支所機能の強化
- 人材育成・市との人事交流
- 管理職級の組織内研修（計 10 回）
- 人事考課制度の運用
- 社用車の効率的運用

3 財源確保

会員の拡充

寄付金使途の明確化や寄附金控除等のPR

共同募金配分のあり方、活用

事業提案による安定化（地域交流推進基金の運用）

市補助金の確保

4 法令遵守等体制の整備

時間管理、業務管理の徹底等

労働基準法の遵守

安全運転の徹底等、道路交通法の遵守

施設利用者の安全の確保

【 地域福祉活動の推進 】

○地域づくり事業の強化

地域福祉事業は、福祉委員や地域福祉関係者等が定期的、継続的に話し合うことができる地域福祉会議を各地区に設置し、地域が抱える生活課題を把握し、解決に向けた福祉活動を推進していくことができる地域基盤づくりに取り組んでまいります。

また、住民が気軽に集える拠点づくりとして、「小地域のお茶の間づくり事業」、「認知症カフェ事業」を拡充させ、拠点を通じての生活課題の把握や解決に向けての取り組みはもちろんのこと、地域と専門職員などがつながることにより、住民の安心感を高めていきます。

このほか、住民に福祉や介護に关心を持っていただくためのきっかけづくりとして、「福祉・介護 出前講座」を継続して取り組んでまいります。

1 場づくりの強化(集える場の提供)

小地域のお茶の間づくり事業の拡充

認知症カフェ事業の拡充

ふれあいサロン事業の拡充

子育て支援事業の推進

2 活動作りの強化(支えあい活動の推進)

安心生活創造事業の充実

ほほえみネット事業の充実
障がい者地域生活アシスタント事業の推進
配食サービス事業の充実
ファミリー・サポート・センター事業の推進

- 3 人づくりの強化(人づくりの推進)
ボランティアセンター運営事業の推進
安芸高田市被災者生活サポートボラネット
- 4 つながりづくりの強化(交流の推進)
相談事業の推進
権利擁護事業の推進
広報活動事業の推進

【 介護福祉サービスの充実 】

○介護保険事業の経営の安定(住み慣れた地域での生活維持支援)
介護保険制度では、2025 年に向け介護ニーズの増大が想定される中、「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて構築していくことが重要であるとされ、平成 23 年度より取り組みが行なわれています。介護保険事業では、制度が財政を圧迫するなか、経営面にも影響が及んでいますが、地域づくりを担う社協の事業所として関係者間での役割分担と連携をより一層推進し、各介護サービスに求められている機能を強化してまいります。また、自立支援・重度化防止につながる質の高い介護サービスの実現と重要課題である人材の確保と定着、職場環境の改善にも引き続き取り組んでまいります。

地域包括支援センターは、2 ユニット体制を活用した戸別訪問や独自の講座の開催等により積極的な周知活動を行ない、地域に根差した相談・訪問の充実を図ります。更に、認知症対策として、気軽に集える「認知症カフェ」の運営支援を行ないます。

1 居宅介護支援事業所

専門性の高い人材確保や支援困難ケースの対応など、より質の高いケアマネジメントを実施し、地域包括ケアの中核的な事業展開を行ないます。

2 訪問介護事業所(吉田事業所、甲田事業所)

地域の実情に応じた事業所運営を行い、多様な生活支援ニーズを把握しながら、地域包括ケアへの体制づくりに努めます。

3 通所介護事業所

利用者の便宜を図り、よりきめ細かな対応を行ないます。地域に根差した事業所として、利用者サイドでの利便性を高めてまいります。

4 福祉用具貸与事業所

利用者に適切な福祉用具を選択していただけるよう、専門的な視点からの助言を行なうとともによりきめ細かな対応が整えられる環境を整備します。また他の事業所との連携をとり質の高いサービスの提供を行ないます。

5 安芸高田市地域包括支援センター

専門職員による適切なケアマネジメントにより、在宅で自立した生活ができるように支援を行ないます。

VI 事業内容

【総務課】

○法人運営事業

区分		内 容	実 施 時 期
会議関係	理 事 会 : 4回(計画・報告・予算・補正・決算他)		5月、8月、11月、3月
	監 事 会 : 2回(決算等中間監査含む)		5月、11月
	評議員会 : 2回(予算・決算)		6月、3月
部会関係	総務部会	事業計画・企画、予算・決算等	必要に応じ実施
	介護保険事業関係部会	運営・状況検討・評価・改善等	必要に応じ実施

広報委員会	広報委員会：4回 安芸高田市社協だより発行：年4回	4月、7月、9月、 12月
正副会長会議	社会福祉協議会の方針、課題調整について：毎月	毎月20日
正副会長・部会長会議	社会福祉協議会の事業執行等について：年6回(予定)	4月、6月、8月、 10月、12月、2月
理事全員協議会	社会福祉協議会の事業執行状況について：年4回(予定)	4月、7月、10月、 1月(必要に応じて)
中期経営計画策定委員会	経営課題に適格に対応するため、5年間の計画を策定：年4回(予定)	6月、8月、10月、 12月
生活福祉資金貸付審査会	生活福祉資金貸付審査等	必要に応じ実施
社会福祉事業調整協議会	市行政と補助事業・委託事業について連絡調整：年3回(予定)	4月、8月、10月
役職員関係	①理事・監事・評議員研修 ②幹部会議(時間管理・業務管理報告等) 会長・部長会議 每月第3月曜日 全体幹部会議 每月第1月曜日 課長会議 每月第3月曜日 ③職員研修 階級別(管理職級)および職員研修計画を策定し、計画的に人材育成を行ない、職員のスキルアップ、サービスの質の向上を図る。 また、顧問会計士、弁護士や社会保険労務士の専門家による研修を行ない、会計事務処理能力の向上や時間管理・業務管理の徹底を図る。	①年1～2回 ②年間随時 ③年間随時 10回(予定)
会費関係	① 戸別会費(500円)：福祉委員を通じ協力依頼 ② 賛助会費(1,000円) 団体会費(3,000円)：役職員による訪問依頼や文書の発送	4/1～3/31

○センター受託管理運営事業

区分	内容	実施時期
保健センター 【5,114千円】	①会議室、健康増進室等の貸出受付 ②センターの管理・運営	年間随時
吉田老人福祉 センター 【5,409千円】	①大広間、会議室の貸出受付 ②センターの管理・運営	年間随時
ふれあいセンタ ーいきいきの里 【1,228千円】	① 広間、会議室、調理室等施設の貸出 受付 ②センターの管理・運営	年間随時
ふれあいセンタ ーこうだ 【2,393千円】	①会議室、調理室等施設の貸出受付 ②センターの管理・運営	年間随時

【地域福祉課】

○地域福祉事業

区分	内容	実施時期
小地域のお茶の間 づくり事業 (新規・重点) 【3,400千円】	①軽度の認知症の方や、地域の高齢者等 の日中の居場所提供を行なう。孤立 予防や安否確認等、支え合い活動へ と展開させていく。 ②運営代表者・運営者会議との連携、協 議 ③新規立ち上げ支援 ④各地区代表者による連絡協議会の設 置 ⑤実施地域 新規：吉田町2地区、高宮町1地区 継続：美土里町(くつろぎハウスよこた) 甲田町(小田東ひだまりサロン) 向原町(たかのすカフェ) 八千代町(えがおサロンやちよ)	年間随時

	⑥地域包括支援センター等の関係機関との連携	
地域福祉交流基金 事業 (新規・重点) 【450 千円】	<p>①地域住民から地域福祉向上のために寄附された香典返し、または寄附金等を、社協が運営する地域の福祉事業を実施するにあたり、必要な経費について援助する。</p> <p>②地域福祉会議の設置。各支所単位で、地域の担い手と支所職員が協働し、地域における、福祉課題やニーズの把握から、解決に向けたシステムの基盤整備を行なう。</p>	年間随時
認知症カフェ事業 (新規・重点) 【502 千円】	<p>①認知症の方、家族の日中の居場所の提供</p> <p>②認知症による不安や悩みを専門職員等による相談対応</p> <p>③地域の方へ認知症の理解を深める。</p> <p>④地域包括支援センター等の関係機関との連携</p> <p>⑤運営協力員(ボランティア)の養成と運営協力</p> <p>⑥実施地域 新規：吉田町、八千代町 継続：甲田町</p>	年間随時
ふれあいサロン 事業 【6,446 千円】	<p>①住民の誰もが気軽に寄り合い、健康づくり、孤立予防や見守り等を行なう。</p> <p>②サロン代表者との連絡調整</p> <p>③サロンに関する調査、研究および情報提供</p> <p>④サロン開設に関する相談対応、登録等</p> <p>⑤サロン団体への助成</p>	年間随時

成年後見事業 【410 千円】	①成年後見制度における後見・保佐・補助類型の受任 ②被後見人等の財産管理、身上監護等 ③成年後見制度の研修会参加 ④成年後見事業契約締結審査会 ⑤行政機関、地域包括支援センター、県社協等と連携 ⑥事業普及および広報啓発	年間随時
福祉サービス利用援助事業 「かけはし」 【7, 561 千円】	①生活支援員による福祉サービス利用の手続き、日常的金銭管理の支援サービス 利用料：1, 500 円/2 時間程度 ②書類等の預かり 利用料：1, 500 円/1 ヶ月 ③生活支援員の登録、連携 ④生活支援員研修会参加 ⑤事業普及および広報啓発 ⑥県社協、行政機関、民生委員児童委員等と連携 ⑦地域ケア会議への参加	年間随時
ボランティア活動事業 【611 千円】	①ボランティアに関する調査・研究 ②ボランティア相談・登録・斡旋および紹介 ③ボランティアセンター運営委員会の開催 ④チボランティアスクール開催(年 1 回) ⑤ボランティア講演会開催(年 1 回) ⑥災害時ボランティアへの対応強化 ⑦被災者生活サポートボラネットの推進 ⑧ボランティア連絡協議会との連携 ⑨他機関等との連絡調整	年間随時

日常生活応援 サービス事業 ほほえみネット 【663 千円】	①ほほえみさん(協力員)による、日常生活応援サービス ②利用料：300 円/時間(2 時間以内) ③ほほえみさん活動費：600 円/時間 ④研修会の開催 ⑤介護保険事業所等と連携 ⑥広報啓発	年間随時
福祉・介護 出前講座	①地域の会合やサロン、学校等からの申し込みにより、福祉や介護に関する出前講座を開催 ②主催者がパンフレットのメニューより選んだ講座内容を実施 ③講師は市社協職員等 ④講師料は原則無料（実費分は請求） ⑤社協職員のスキル向上	年間随時
安心生活創造事業 【7,703 千円】	①登録訪問員による一人暮らし、高齢者、障がい者世帯の見守り、日々のちょっとした困りごとのお手伝い (巡回訪問) 月 1 回 利用料無料 (契約訪問) 定期訪問（週 1 回程度）600 円／月 オプション利用：300 円／1 時間 ②登録訪問員お太助ポイントの付与 ポイント：600 ポイント／1 時間 ③対象者実態把握調査（社協職員） ④民生委員との連携会議開催（年 1 回） ⑤登録訪問員支援体制調整会議開催（年 1 回） ⑥お太助協力店の設置および活用 ⑦民生委員児童委員、商工会等と連携	年間随時

<p>ファミリー・サポート・センター事業 【4,603千円】</p>	<p>①提供会員による育児支援応援サービス ②日中預り利用料 月～土曜日 300円/時間(4時間以内) 日・祝祭日 350円/時間(4時間以内) ③日中預り提供会員活動費 月～土曜日 900円/時間 日・祝祭日 1,050円/時間 ④病後児預り利用料：500円/時間(4時間以内) 病後児預り提供会員活動費：1,500円/時間 ⑤宿泊預り利用料：4,000円/泊 宿泊預り提供会員活動費：12,000円/泊 ⑥小学校・保育所・児童館等と連携 ⑦相互支援に必要な講習会および交流会の実施(年1回)</p>	<p>年間随時</p>
<p>子育て支援センター 一時預り・病後児預り事業 【9,568千円】</p>	<p>①施設(吉田老人福祉センター内)での一時預りサービス 利用料：300円/時間 定員：10名(病後児預りを含む) ②施設での病後児預りサービス 利用料：500円/時間 定員：3名</p>	<p>年間随時</p>
<p>障がい者地域生活アシスタント事業 【276千円】</p>	<p>①生活協力員による生活援助、見守りサービス ②生活協力員の登録および派遣 利用料：300円/時間 ただし、生活保護・市民税非課税世帯無料 ③生活協力員：600円/時間 ④関係機関・団体等との連携 ⑤生活協力員養成研修の開催(年1回) ⑥事業普及および広報啓発</p>	<p>年間随時</p>

配食サービス事業 (八)(高)(甲) 【1,971千円】	①高齢者向けに配慮され、衛生的に調理された食事を配食協力員により自宅へ配達し、安否確認も行なうサービス ②対象地域：八千代・高宮・甲田 ③対象者：市の認定による概ね65歳以上の人一人暮らし、高齢者のみの世帯等 ④利用料：500円/食 ⑤配食協力員活動費：200円/食	火・金・夕食(八) 木・夕食(高) 木・夕食(甲)
地域保健福祉事業 (吉) 【1,097千円】	①高齢者が地域での触れ合いを通じ、閉じこもりの防止等を図る ②対象者：65歳以上の高齢者で、市が認定 ③利用者負担：有り	月1回
生活・介護サポート一養成事業 【1,815千円】	①家庭介護に関わる人材の育成及び地域づくりを推進することを目的に実施 ②養成講座（年1回） ③対象者：安芸高田市民 ④ワーキング会議、講義・実習内容検討会の開催 ⑤継続研修会開催（年1回）	年間随時
家族介護者リフレッシュ事業 【991千円】	①家族介護者的心身リフレッシュ、精神的負担の軽減を図る研修会の開催 ②対象者：要介護2以上の要介護者等を在宅で介護している家族等 ③参加者負担：有り	年1回
生活福祉資金・つなぎ資金貸付事業 【518千円】	①低所得者、障がい者または高齢者の世帯に対して、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長促進並びに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として実施	年間随時

	②県社協受託事業 ③県社協申請書の進達 ④民生委員児童委員等との連携	
高額療養費・出産費 貸付事業 【1,010 千円】	①国民健康保険加入者対象 ②対象費用の8割を貸付	年間随時

【介護福祉 1 課】

○介護福祉事業

区分	内容	実施時期
福祉用具 自費レンタル事業 【750 千円】	<p>①福祉用具貸与事業で対象とならない者に対し、自費で福祉用具貸与サービスの提供を行なう。</p> <p>②対象者：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険申請中の方 ・要支援 1・2 および要介護 1 の方 ・入院中で短期外泊される方 ・骨折等で短期治療により福祉用具の必要な方 ・その他 <p>③貸出用具：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台（マットレス、サイドレール 2 本付き） ・車いす ・歩行器 ・歩行補助杖 	年間随時
育児支援家庭訪問 事業 【61 千円】	<p>①産褥期母子に対する育児指導</p> <p>②訪問介護員等による簡単な家事援助等実施</p> <p>③対象者：市が認定</p> <p>④利用者負担：無料</p>	年間随時

訪問介護自費サービス事業 【50千円】	<p>①訪問介護事業の対象にならないサービスの提供 ②自費サービス内容： 　生活援助、身体介護（付添い程度） ③対象者：介護保険サービスを利用している者および利用していない者等 ④利用者負担：有料 　1時間未満 1,600円～2,000円 　(30分毎に増額)</p>	年間随時
--------------------------------	--	------

○介護保険事業

区分	内容	実施時期
訪問介護事業 (吉田) (重点) 【33,601千円】	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護（身体介護・生活援助）サービスの提供を行なう。</p> <p>経営の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>①新規利用者の受入れ強化</u> <u>②法令遵守および業務管理</u> <u>③効率のよいシフト管理</u> <u>④特定事業所加算Ⅱの算定体制の継続</u> <p>人材の育成と研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>①計画的な研修への受講支援と人事考課の連動（個別研修計画とチャレンジ目標の策定）および評価</u> <u>②アセッサーによる実践的スキルの評価と資質向上、継続的な人材育成</u> <u>③たん吸引等の基本研修および実地研修の受講支援</u> <u>④専修課程養成校等が行なう介護職員初任者研修への講師派遣や実習受入</u> <p>事業の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>①処遇改善加算Ⅰ算定による処遇改</u> 	年間随時

	<p>善（等級アップと賃金改善）</p> <p><u>②訪問介護員の人員確保・定着</u></p> <p>③訪問介護員の稼働効率の強化</p> <p>④状況報告や情報共有を目的としたミーティングの開催（毎日）</p> <p>⑤事業所会議（月1回）</p> <p>他団体との連携</p> <p><u>①医療との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会訪問看護ステーション看護師との情報共有、合同研修への参加 <p><u>②介護支援専門員や障害者支援相談員との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>サービス提供責任者からの状況報告による情報共有の強化</u> ・障害者自立支援協議会 地域生活支援部会への出席 <p><u>③地域包括支援センターとの連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議への出席 	
居宅介護支援事業 (重点) 【38,178千円】	<p>居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援サービスの提供を行なう。</p> <p>経営の安定</p> <p>①法令遵守および業務管理</p> <p>②特定事業所加算Ⅱの算定体制の継続（実習生の受入）</p> <p>③介護予防支援、介護予防ケアマネジメント業務の受託</p> <p>④要介護認定調査の受託</p> <p>人材の育成と研修</p> <p>①計画的な研修への受講支援と人事考課の連動（個別研修計画とチャレンジ目標の策定）および評価</p> <p>②各連絡協議会やその他外部研修への受講支援</p> <p>③介護支援専門員の資格更新支援</p>	年間随時

	<p><u>④主任介護支援専門員資格取得支援</u> <u>⑤主任介護支援専門員資格更新支援</u> <u>⑥専修課程養成校等が行なう介護職員初任者研修への講師派遣</u> <u>⑦介護人材養成のための研修および企画</u></p> <p>事業の充実・強化</p> <p>①利用者情報や留意事項の会議の開催（概ね週1回） ②24時間連絡体制の確保 ③スーパーバイザーとしての実践技術向上を目的とした事例検討会の開催（月1回） <u>④ご利用者・ご家族の都合に合わせた柔軟な対応</u> <u>⑤適切なケアプランの作成と関係機関との連携</u></p> <p>他団体との連携</p> <p>①行政機関(保健医療課・健康長寿課)との連携 ②地域包括支援センターとの連携 　・地域ケア会議、事例検討会等への積極的参加 ③医療機関との連携 　・入院、退院時等の支援 　・専門職とコラボした地域活動 ④障害者総合支援担当者との連携 　・介護保険サービスへの移行支援 ⑤地域住民との連携 　・他課と協働した出前講座活動 　・在宅看取りや認知症の理解の啓発 　・キャラバン・メイト活動(地域貢献)</p>	
福祉用具貸与事業 (重点) 【40,919千円】	居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具貸与サービスの提供を行なう。	年間随時

	<p>経営の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業実施地域への営業活動 ②リース商品のメンテナンス業務の徹底 <p>人材の育成と研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ①内・外部研修の受講支援と人事考課との連動および評価 ②福祉用具の取扱説明についての専門性の強化・向上 ③福祉用具展示会への視察研修 <p>事業の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①<u>福祉用具商品に関わる新情報等の情報提供および周知（出前講座）</u> ②商品の特徴や貸与価格および複数商品の提示等、利用者への説明責任の強化 ③<u>ご利用者・ご家族の都合に合わせた柔軟な対応</u> ④利用者情報や留意事項、伝達等の会議の開催（概ね月1回） ⑤<u>緊急的な商品引き上げ等の対応と体制の確保</u> ⑥各支所への福祉用具展示 <p>他団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居宅介護支援事業所との連携 ②地域包括支援センターとの連携 ③北広島町社会福祉協議会との連携 	
--	---	--

福祉用具販売事業 (重点) 【2,300千円】	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具販売サービスの提供を行なう。</p> <p>経営の安定</p> <p>販売商品の的確なアドバイスと提供</p> <p>人材の育成と研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ①内部研修や外部研修への参加 ②多職種連携研修等の参加 <p>事業の充実・強化</p> <p><u>福祉用具商品に関する新情報等の情報提供および周知</u></p> <p>他団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居宅介護支援事業所との連携 ②地域包括支援センターとの連携 	年間随时
--	---	------

○障害者自立支援事業

区分	内容	実施時期
障害者自立支援事業 (吉田) 【14,160千円】	<p>居宅において障がい者または障がい児に対し、適切な障がい福祉サービスの提供を行なう。</p> <p>経営の安定</p> <p>法令遵守および業務管理</p> <p>人材の育成と研修</p> <p>内部・外部研修への積極的参加</p> <p>事業の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①処遇改善加算Ⅰ算定による処遇改善 ②利用者情報やサービス提供時のミーティングの開催 ③<u>清風会外部受託サービスの開始</u> <p>他団体との連携</p>	年間随时

	<p>①医療連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会訪問看護ステーション看護師との連携 <p>②行政機関（社会福祉課）等との連携</p> <p>③障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害者支援相談員との連携</p>	
--	--	--

○移動支援サービス事業

区分	内容	実施時期
移動支援サービス事業（吉田） 【18千円】	<p>屋外での移動が困難な障がい者または障がい児に対し、外出における移動の介助、その援助にわたる適切な障がい福祉サービスの提供を行なう。</p> <p>経営の安定</p> <p>法令遵守および業務管理</p> <p>人材の育成と研修</p> <p>内部・外部研修への積極的参加</p> <p>他団体との連携</p> <p>①行政機関（社会福祉課）等との連携</p> <p>②障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害者支援相談員との連携</p>	年間隨時

【介護福祉2課】

○生活支援事業

区分	内容	実施時期
一般介護予防事業 (げんき教室) 【12,955千円】	65歳以上で要介護認定を受けていない第一号被保険者に対し、加齢による心身の衰えを予防することで、高齢者が地域で自立した生活を営むように支援する。	各会場月4回

	<p>教室の運営</p> <p>吉田 4会場 <u>八千代 2会場 (1会場増設)</u> 甲田 5会場</p> <p>運営内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護予防を目的とした集団プログラムの作成、運動指導、事業報告（毎月・年間）、活動費支払等 ② 専属職員（常勤職員 2名配置）とし、登録支援員・運転手の配置。 1会場週 1回 開催（1回 2時間程度） ③ 登録運転手を配置し、会場への外出困難者に対して送迎介助 ④ <u>登録支援員の業務内容の見直し</u> ⑤ <u>外部講師による出前講座の開催</u> 	
--	--	--

○介護保険事業

区分	内 容	実 施 時 期
訪問介護事業 (甲田) (重点) 【32,432 千円】	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護（身体介護・生活援助）サービスの提供を行なう。</p> <p>経営の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>新規利用者受入の強化</u> ② 法令遵守および業務管理 ③ 効率のよいシフト管理 ④ <u>特定事業所加算Ⅱの算定体制の継続</u> <p>人材の育成と研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 計画的な研修と人事考課の連動（個別研修計画とチャレンジ目標の策定）および評価 ② <u>社協全体研修やキャリアパス研修</u>等の内・外部研修の受講支援 	年間随時

	<p>④ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度導入（<u>介護技術力の習得支援</u>）による継続的な人材育成</p> <p>④ 専修課程養成校等が行なう介護職員初任者研修への講師派遣や実習受入</p> <p>事業の充実・強化</p> <p>① 処遇改善加算Ⅰ算定による処遇改善（賃金改善）</p> <p>② 訪問介護員の人員稼働の強化</p> <p>③ 情報交換を目的としたミーティングの開催（毎日）</p> <p>④ 事業所会議（月1回）</p> <p>他団体との連携</p> <p>① <u>医療・介護連携</u> 医師会訪問看護ステーションとの合同研修会への参加（月1回）</p> <p>② 介護支援専門員や障害者支援相談員との連携</p> <p>③ 地域包括支援センターとの連携</p>	
<p>通所介護事業 (重点) 【55,197千円】</p>	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスの提供を行なう。</p> <p>経営の安定</p> <p>① <u>平日の利用者数の25名確保</u></p> <p>② <u>日曜日の利用者減による廃止</u></p> <p>③ 地域への広報活動（毎月）</p> <p>④ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員との連携（毎月）</p> <p>⑤ <u>個別機能訓練加算Ⅱの算定強化</u></p> <p>⑥ <u>心身機能訓練および生活行為機能訓練の強化（ジョイサウンドの活用）</u></p> <p>⑦ 利用者や家族ニーズに応じた柔</p>	年間隨時

	<p>軟な支援</p> <p>人材の育成と研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 内部研修や外部研修への参加 ② 多職種連携研修等の参加 <p>事業所等の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 処遇改善加算Ⅰ算定による処遇改善（賃金改善） ② <u>認知症高齢者、中重度者への対応の強化（認知症に関するマニュアル化）</u> ③ ミーティングの開催（毎日） ④ 業務課題、改善等の会議の開催（月1回） ⑤ <u>定期在宅訪問による利用者や家族との情報共有および相談支援（家族の見学、参加等）</u> ⑥ <u>ボランティア協力員の受入の強化（支所との連携）</u> ⑦ 登録運転手による送迎 <p>他団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 居宅介護支援事業所との連携 ② 地域包括支援センターとの連携 地域ケア会議への参加 	
--	--	--

○障害者自立支援事業

区分	内容	実施時期
障害者自立支援業 (甲田) 【655千円】	<p>居宅において障がい者または障がい児に対し、適切な障がい福祉サービスを提供する。</p> <p>経営の安定</p> <p>法令遵守および業務管理</p> <p>人材の育成と研修</p> <p>内部・外部研修への積極的参加</p> <p>事業の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 処遇改善加算Ⅰ算定による処遇改善 ② ミーティングの開催 	年間随時

	他団体との連携 ①行政機関（社会福祉課）等との連携 ②障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害者支援相談員との連携	
--	--	--

○移動支援サービス事業

区分	内容	実施時期
移動支援サービス事業（甲田） 【7千円】	屋外での移動が困難な障がい者または障がい児に対し、外出における移動の介助、その援助にわたる適切な障がい福祉サービスの提供を行なう。 経営の安定 法令遵守および業務管理 人材の育成と研修 内部・外部研修への積極的参加 他団体との連携 ①行政機関（社会福祉課）等との連携 ②障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害者支援相談員との連携	年間随時

【地域包括支援課】

○地域包括支援センター事業

区分	内容	実施時期
地域包括支援センター事業（重点） 【41,820千円】	地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行ない、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。 1 総合相談支援事業の充実 専門的な相談支援、関係機関等との連携により、早期解決につなげる。社協各支所での総合相談・健康ミニ講座	年間随時

	<p>を充実させ、個別訪問や独自の講座の開催、包括だより発行により周知活動を通して、地域に根差した相談機能の拡充を図る。</p> <p>2 権利擁護事業の充実</p> <p>虐待および困難ケースへの対応の継続、関係機関との連携を強化し、消費者被害の防止に関する諸制度や成年後見制度の活用促進を通じ、権利擁護に取り組む。</p> <p>3 包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実</p> <p>主任介護支援専門員と連携し研修等を通して、地域の介護支援専門員に対する支援を行いスキルアップを図る。また、地域ケア会議等を通し、多職種連携体制を構築し、ネットワークづくりに取り組む。</p> <p>4 介護予防ケアマネジメント事業の充実</p> <p>自立支援型ケアマネジメントの勉強会や研修会を開催し、行政、関係機関と連携を図り、サービスが適切に提供できるよう支援を行なう。また認知症の方への支援を継続し、「認知症カフェ」の運営支援を行なう。</p>	
地域包括支援センター事業 (重点) 【24,174千円】	<p>5 指定介護予防支援事業所の充実</p> <p>要支援1. 要支援2の認定を受けた高齢者に対し、「自立支援」に向けて過不足なくサービス提供できるようにケアプランを作成する。</p> <p>また、業務の一部を委託し、円滑な運営に取り組む。</p>	年間隨時

【関連機関事務事業】

○安芸高田市共同募金委員会事務事業

区分		内容	実施時期
一般配分金事業	社会福祉協議会事業 【2,150千円】	① ふれあいサロン事業 ② 成年後見事業 ③ 配食サービス事業 ④ 小地域お茶の間づくり事業 ⑤ ボランティア活動事業 ⑥ 認知症カフェ事業 ⑦ その他地域福祉事業	年間事業
	地域助成配 分 【700千円】	① 広く住民団体等への公募を行ない、審査委員会により申請内容の審議、審査を行なう。 繼続事業に対する助成回数を、1回とし、初回の助成を受けた年度から4年以内において助成できるよう要件を拡充し、広く助成を行なう。	5/1～3/31
区分		内容	実施時期
募金運動 【5,522千円】		① 戸別募金：住民へ福祉委員を通じ協力依頼 ※500円/戸 ② 法人募金：法人へ協力依頼 ※ダイレクトメール ③ 職域募金：市役所、企業等職員への協力依頼 ④ 街頭募金：街頭での協力依頼 ⑤ イベント募金：市内行事での協力依頼 ⑥ その他の募金：募金箱設置等	10/1～3/31

○日本赤十字社広島県支部安芸高田市地区事務事業

区分	内容	実施時期
日本赤十字社 広島県支部 安芸高田市地区 事務事業 【5,890千円】	<p>①戸別会費：住民へ福祉委員を通じ協力依頼 ※ 500円/戸</p> <p>②法人会費：法人へ県支部から協力依頼 ※ダイレクトメール</p> <p>③救急法、幼児安全法、健康生活支援講習等の受付</p> <p>④ 災害、火災等被災世帯への支援</p> <p>⑤ その他、災害等の募金箱設置</p>	<p>①②：5/1～3/31</p> <p>③④⑤：年間随時</p>